

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の旅費に関する条例

(令和7年9月1日条例第17号)

職員に対して支給する旅費は、身延町職員の旅費に関する条例(平成16年身延町条例第49号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。